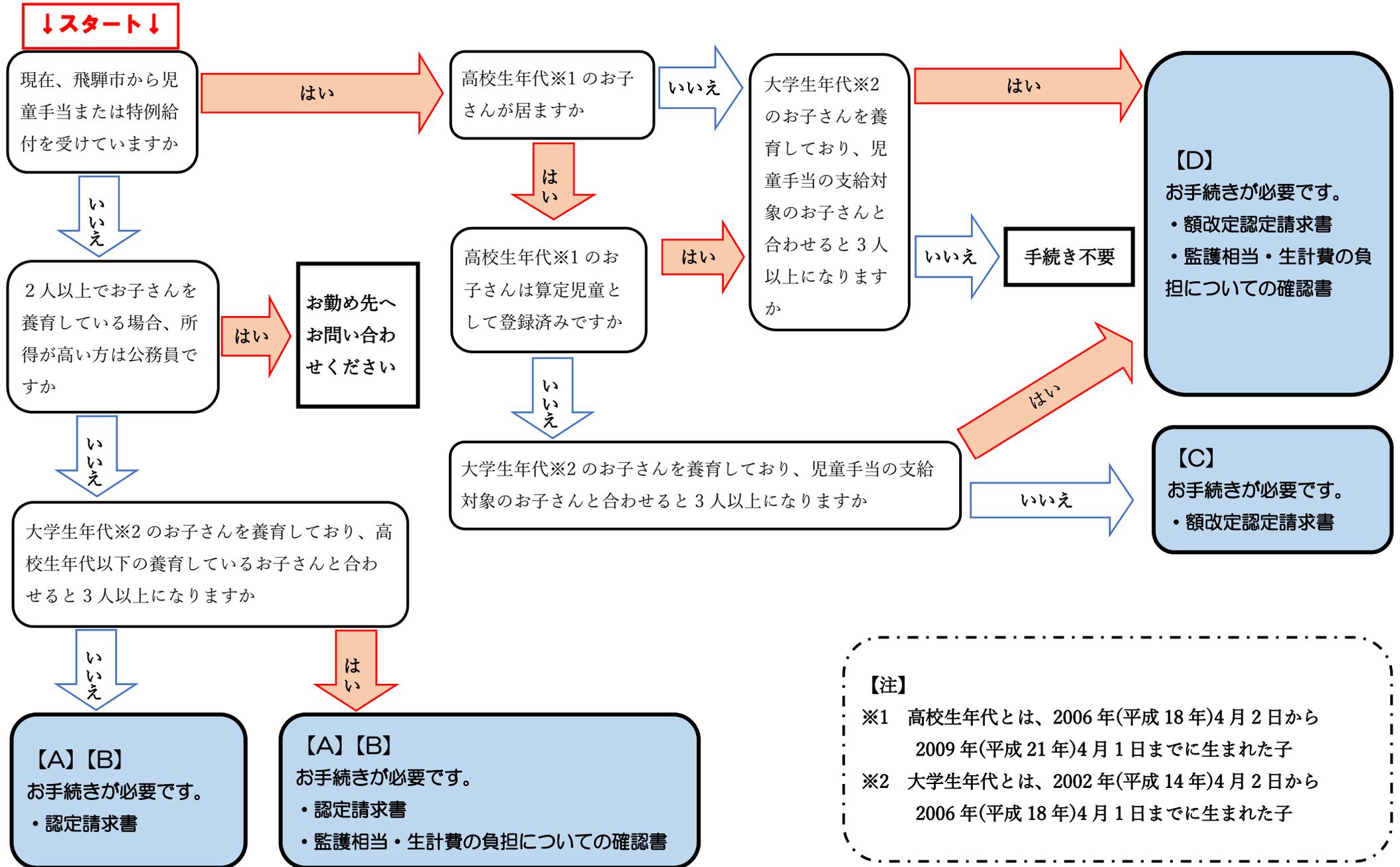


【令和6年 児童手当拡充に伴う手続確認フロー】

高校生年代※1以下のお子さんを養育している方が対象です。



【注】

- ※1 高校生年代とは、2006年(平成18年)4月2日から2009年(平成21年)4月1日までに生まれた子
- ※2 大学生年代とは、2002年(平成14年)4月2日から2006年(平成18年)4月1日までに生まれた子